

## 第 章 計画の基本方針

### 1 計画の基本理念

---

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づき策定されるものですが、本計画の基本理念は、障害者基本法に基づいて、平成 15 年度に策定された『いずみさわやかプラン 第 2 次長泉町障害者計画』で掲げた、障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるようにする社会づくりを目指す“ノーマライゼーション”の理念を踏襲するものとします。

### 2 基盤整備に関する基本的な視点

---

障がい福祉サービスの基盤整備にあたっては、上記の基本的理念を踏まえて、以下の基本的な考え方に基づいて、平成 23 年度の目標値を設定し、その達成に向けた障がい福祉サービスの必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を行うこととします。

#### 希望する障がい者に必要なサービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービスの充実を図り、必要な訪問系サービスを保障するとともに、小規模作業所の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障します。

#### グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム(共同生活援助)・ケアホーム(共同生活介護)の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所・病院の入院から地域生活への移行を進めます。

#### 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。